

○液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）抜粋

（事故届）

第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。